

答弁書第一二一號

内閣參質一〇一二第二一號

昭和六十年二月十五日

内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議長木村睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の空の安全確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の空の安全確保に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の沖縄地区の航空路の整備については、従来よりも航空路として指定される空域が拡大することとなるので、航空交通の安全は、より一層向上するものと考える。

二について

- (1) 沖縄地区における航空交通の安全の確保については、従来から、交通量に応じて航空管制の処理能力の増強に努めるとともに、レーダーの履域の拡大及び航空路と米軍の使用する訓練空域との分離を図つてきたこと、また、米軍の行つている進入管制業務は国際民間航空機関(I C A O)の定めた基準と同等のものとなつてゐること等により、その確保が図られてゐるところである。

(2) 御指摘の沖縄地区における航空路の整備のほか、昭和五十九年度において奄美航空路監視レーダーの完成により更に同地区的レーダーの履域が拡大されること、昭和六十年度において航空管制官の担当空域の分割が予定されていること等により、航空交通の安全は、より一層向上するものと考える。

三、四及び七について

御指摘の空域については、米軍の円滑な活動を確保することは日米安保条約の目的達成のために緊要であるとの観点から米軍の任務の所要を勘案しつつ、民間航空交通の安全の確保のため必要な調整を図っていく所存である。

五について

日米地位協定第二条の規定により米国が使用を許されている空域及び日本国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定して米国が使用する空域として告示されているもののうち、沖縄県及びその周辺に所在するものは、別表のとおり十四箇所

である。

なお、これらの空域の使用状況については、承知していない。

別表

名 称	区	域	内 訳
伊江島補助飛行場	第一区域 北緯二六度四四分、東経一二七度四六分の点を中心とする半径五海里の円形 高度制限 四、六七〇メートル以下	北緯二六度四四分、東経一二七度三六分の点と北緯二六度五一一分、東経一二七度三一分の点と北緯二六度四五分、東経一二七八度〇一分の点を北緯二六度四五分、東経一二七度四六分の点を中心とする半径一五海里の時計回りの弧で結んだ線及び北緯二六度五一一分、東経一二七度三六分の点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域	領空及び公海の上空
キンチャンプ・ハンセ	高度制限 三、九七二メートル以下 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二七分、東経一二七度五四分 (2) 北緯二六度三〇分、東経一二七度五八分 (3) 北緯二六度三一分、東経一二七度五九分 (4) 北緯二六度三分、東経一二七度五九分 (5) 北緯二六度二九分、東経一二七度五二分		
高度制限 九一二メートル以下			

					鳥島射爆擊場	北緯二六度三六分、東經一二六度五〇分の点を中心とした半径五海里の円形区域
					高度制限	四、六七〇メートル以下
					出砂島射爆擊場	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域
					(1)	北緯二六度二七分、東經一二六度五六分
					(2)	北緯二六度二七分、東經一二七度〇七分
					(3)	北緯二六度二二分、東經一二七度〇七分
					(4)	北緯二六度一二分、東經一二六度五六分
					高度制限	四、六七〇メートル以下
					久米島射爆擊場	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域
					(1)	北緯二六度二七分、東經一二六度四八分
					(2)	北緯二六度二七分、東經一二六度五六分
					(3)	北緯二六度一二分、東經一二六度五六分
					(4)	北緯二六度一二分、東經一二六度四八分
					高度制限	四、六七〇メートル以下(四、六七〇メートルを超えるものはノータム(航空情報)による。)
					黄尾嶼射爆擊場	黄尾嶼の陸岸から一〇〇メートルの線によつて囲まれる区域
					高度制限	一、二一六メートル以下
					赤尾嶼射爆擊場	北緯二五四度五四分、東經一二四度三四分の点を中心とした半径五海里の円形区域
					高度制限	一、二一六メートル以下
第一区域	北緯二四度二八分、東經一三一度一分の点を中心とした半径三海里の円形				沖大東島射爆擊場	
区域						
領	領	領	領	領	領	領
空	空	空	空	空	空	空

			第二区域 北緯二四度二八分、東経一三一度一分の点を中心とした半径五海里の円形 区域のうち第一区域を除く区域
高度制限	なし	ホテル・ホテル訓練区域	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
マイク・マイク訓練区域	なし	インディア・インディア訓練区域	(1) 北緯二六度二三分、東経一二八度二〇分 (2) 北緯二七度〇六分、東経一二九度一〇分 (3) 北緯二七度〇六分、東経一三一度〇〇分 (4) 北緯二六度一〇分、東経一三一度〇〇分
高度制限	なし	高度制限	なし
マイク・マイク訓練区域	なし	公海の上空	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
高度制限	なし	領空及び公海の上空	(1) 北緯二四度二三分、東経一三〇度四八分 (2) 北緯二五度二六分、東経一三一度四二分 (3) 北緯二五度一三分、東経一三一度三一分 (4) 北緯二四度〇〇分、東経一三三度〇〇分 (5) 北緯二四度〇〇分、東経一三一度二一分
高度制限	なし	公海の上空	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
高度制限	なし	領空及び公海の上空	(1) 北緯二五度四一分、東経一二八度五二分 (2) 北緯二六度〇一分、東経一二九度二一分 (3) 北緯二五度四一分、東経一三〇度四五分 (4) 北緯二四度五三分、東経一三〇度〇四分

備考 空域については、面積による表示は適当でない。

六について

米軍の行動の内容に関する事であるので、申し上げられない。

八について

昭和五十年五月の航空交通管制に関する日米合同委員会合意により、米国政府は日米地位協定に基づきその使用を認められている飛行場及びその周辺において引き続き管制業務を行うことが認められているが、これは、日米地位協定第三条の規定による米国の権限を前提とした上で、航空交通管制の協調及び整合を図った結果であり、我が国の主権を侵害しているとの御指摘は当たらない。